

一般社団法人香川県言語聴覚士会

謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(講師謝金)

第2条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義に対して支払う。

(謝金の額)

第3条 謝金の基準額は、別表に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。

2. 第2条に該当しないものについては、その都度定める。
3. 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(講師旅費)

第4条 講師旅費は次の各号とする。

- (1) 交通費
 - (2) 宿泊費
2. 交通費は公共交通機関の料金を基準に支払う。
 3. 宿泊費は実際に要した額を支払う。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規程は平成29年9月27日より施行する。